

県営繕課と電業協会との意見交換会議事録（令和4年度）

- 1 日 時 令和4年11月9日（水）13時30分～
2 場 所 鳥取県庁 議会棟3階 第15会議室
3 出席者

鳥取県（10名）

警察本部 警務部会計課
係長（管財係） 安田 文明
交通部交通規制課
係長（施設係） 西尾 健
総務部 営繕課
課長 下田 悟
参事 川口 新二
参事 山下 哲也
課長補佐（教育施設担当） 加藤 孝徳
課長補佐（技術企画担当） 松岡 正徳
課長補佐（一般営繕担当） 神谷 朋之
係長（保全担当） 清水 裕詞
電気技師（保全担当） 安部 拓郎

一般社団法人 鳥取県電業協会（7名）

会長 岡本 安量 (株)ミナミコーポレーション
副会長（東部支部長） 山本 淳 永興電業(株)
副会長（中部支部長） 寺地 建 新陽電気(株)
副会長（西部支部長） 濱田 修 (株)ホクシン
中部副支部長 岸田 智則 岸田電気設備(有)
西部副支部長 松田 武志 松田電工(有)
事務局長 太田垣 順

4 挨拶

(岡本会長) 毎年この意見交換会を実施させていただいていますが、内容は少しずつ変わっていて、意見交換した事柄が改善して我々の働く環境が良くなってきているのではないかと考えています。本日も何項目か挙げていますのでご意見、ご指導をお願いします。

(下田課長) 現在来年度以降の予算要求資料が財政当局に回っている頃ですが、今年度から予防保全を行う工事については、5年度に設計して6年度に工事発注し、設計も工事も発注時期の平準化できるような取り組みを進め

ているところであり、働き方改革に向けて取り組んで参りたいのでご協力をお願いします。今日は対面での意見交換ということで、いろいろご意見がお聞きできるのではないかと思いますのでよろしくをお願いします。

5 意見交換

【概要】

電業協会から事前に提出した「意見、要望」について議論した。
結論の出ないもの、最終決着しなかったものもあるが、要点のみ記載した。

(1) 県警察本部発注工事の入札添付書類について

県警察本部発注工事の発注時の添付書類（PDF）が見えにくくて内容が確認しづらいので、改良していただきたい。

(協会) 意見要望事項 要旨説明

(県警察) 設計図書の添付ファイル容量の制限（全体で10メガまで、1ファイルメガまで）があるなかで、容量の大きい発注図書（実例約200枚）をPDF化するには解像度を下げて添付する必要があるのでは見えにくくなったと考えられる。また、警察の使用している積算システムはエクセルやワードに出れないので印刷したものをPDF化していることも要因と考えられる。

今後は、ご意見を踏まえて容量の制限はあるがなるべく解像度を下げないように工夫して可能な限り見やすくなるように努めていきたい。

補足であるが、警察本部の専用PC回線と県庁の回線が別にある。データのやり取りは警察本部の回線なのでかなりセキュリティが厳しくされていて、他の場所に持って行ってはいけない。プリンターの位置も違うしそのままデータを持っていくにはハードルが高く、印刷したものをスキャンしてデータを貼り付けているのが実態である。

PP Iも容量制限があるが、ファイルを複数にするとか少しでもいい状態で見積もりしてもらいたい。

(協会) PDFで添付されているものは図面だけでなく調達公告もあるが、調達公告に関して見やすくできないのか？

(県警察) 契約書や調達公告も警察回線で作成している関係があるかもしれない。調達公告も警察本部内でデータのやり取りをしている関係でセキュリティ上警察回線の利用せざるを得ないため、印刷したものをスキャンしたデータを貼り付けている。

(県営繕) たとえば文字を大きくするとか、明朝体をゴシック体にするとか配慮されたらよいのでは。

(県警察) 見えやすくするための工夫をしてみます。

(2) 工事設計書に時間外作業及び調査費等の反映のお願い

停電作業・照度測定等の人件費及び調査費等が工事費内訳書に反映されていない工事がある。

特に営繕工事は関連工事との兼ね合いもあり、夜間や休日に行われることが多いが、この費用は受注者側の負担となっているのが現状である。調査一つにとっても当然人件費と経費がかかるわけであるから、こちらの費用も工事費の中に含まれるべきものではないかと感じる。

働き方改革で作業時間が短くなり、実質稼働できる工事日数も減少し、少子高齢化や若者の建設業離れが加速し、人材確保がかなり難しくなっている中で、適正な工費の設定が望まれるのではないか。

そういう観点からも実際にかかる夜間作業や休日作業（照度測定や停電作業等）にかかる人件費やその他の費用が反映されるよう、適正な設計書の策定へのご理解をお願いしたい。

(協会) 意見要望事項 要旨説明

(県) 停電作業、照度測定等の人件費及び調査費については、公共建築工事積算基準に定められた歩掛りで積算しているが、例えば電力設備工事については試験調整を含む歩掛りになっている。また、共通仮設費にその他の項目があるが、そのなかにも材料及び製品の品質管理試験に要する費用があるので、通常必要な試験等についてはそれも含めて積算している。

ただ、PCBの抜き取り分析とか明らかに分析しなければならないものは特別な調査として積み上げるようにしている。

また、夜間作業、休日作業にかかる労務費は、設計図書（現場説明書、図面等）で深夜作業等として指定している場合は、積算段階で労務費を割増している。

工事着手後に深夜作業等が必要になった場合、労務費の割増は監督員と協議して行っていただきたい。

(協会) 共通仮設費に調査費用が含まれているということだが、これは率計上分で含まれているということか。

(県) そのとおりである。

(協会) その場合、例えば照度測定だと時間外でないとは有効に出来ないが、率計上分に適正に含まれているか疑問がある。

(県) それは経費ではなくて器具の取付歩掛りに含まれていると思う。

たぶん電灯設備全体を見て統計を取って歩掛りを出していると思うので、その中に試験調整として照度測定に入っていると解釈している。

照度測定は深夜になるので労務費の割増しをかけるのはなかなか難しい。

それ以外でも設計図書に指定されている場合、割り増し係数をかけて内訳書に盛り込んでいるのでなかなか難しい。

(協会) 工事の途中で発生した場合はどのようにしたらよいか。

(県) 監督員と協議し、設計変更していただきたい。

(協会) 了解した。

(3) 週休二日制工事の適正な工期設定のお願い

週休二日制工事に関しては、休工日が増えるということは、その分工事日数が減少してしまい、今より工期がタイトになるリスクが出てくる。

実に稼働時間が減少するという一方で、関連工事の兼ね合いの点からみても現場作業員や技術者の負担増加につながるのではないかとと思われる。そこで、作業従事者や技術者を増やそうとしても、少子高齢化が進む中での技術者等の確保はかなり厳しくなっている。

このような現実がある中、どうしても土日祝祭日でなければならない工事があったりする場合もあるということをご理解の上、適正な工期の設定をお願いしたい。

働き方改革は建設業にとっても、とても重要で実現しなければならない事だと感じているが、それは発注者と受注者の相互理解がなければ成り立たないとも思っているので何卒よろしくお願いしたい。

(協会) 意見要望事項 要旨説明

(県) 週休二日制工事の工期については、週間の作業日数が減ることや工事内容を考慮して算出している。経費についても、単価の補正や工期の設定に合わせて算定するようにしている。また電気設備工事においては、先程の話にもあった停電作業等の休日作業にご協力いただいているが、現場閉所日を平日に振り返ることも可能である。

若年層の技術者等の確保のためにも、週休二日制工事の採用によって業界のイメージアップをすることが必要と考えている。今後も取り組みを進めていきたいと思っているので、ご協力をお願いしたい。

(協会) 電気単独の工事なら、工種にもよるが、週休二日は可能だと思う。ただ、他業種と一緒にやる現場、分離発注の場合には建築と設備全体で休日にすることは難しいと思う。

(県) 週休二日制工事において、現場閉所日というのは全体が揃って休まなければならないというのではなく、電気のみ休むことでも現場閉所日になる。

ただ、AEM で分離発注した場合、建築の工程に合わせていこうとすると、電気が休日に出なければならなくなる場合がある。

(協会) 建築の工程で遅れが出れば休日に働かざるを得ないので、現場全閉所日を作るなど、全体で週休二日がとれるような工期設定にしてもらいたい。

我々設備業者から建築に言っても聞き入れてくれないことがある。そういった部分の環境づくりに発注者側が尽力してくれないと、週休二日制工事の実現はなかなか難しいと思う。

- (県) AEM が一緒の工事で分離発注してある場合はある程度大きな規模の工事だと思うので、定例会議等の時に監督員が工程を調整するよう努力していきたいと思う。
- (協会) 建築だけの工程で工事が進められて、我々の工程がまったく配慮されていないように思う。
駐在所の工事の時にも建築から工期が遅れて、時間外労働や休日出勤となってしまう。営繕課は建築だけの工程でGOサインを出しているのか？
- (県) AEM 全体の工程を見て工期を決定しているつもりである。
- (協会) 県営住宅の改修工事の時も、建築の工程が前提にあって、我々の工程が配慮されていないと感じた。こういったことが是正されないと、週休二日は実現できないし、時間外労働はゼロにならない。新しい人も入ってこない。
- (県) 罰則等がつきまとうような話になってくるので、監督員に言っていただきたい。分離発注しているのだから、対等な請負者であるという気持ちで申し出ていただきたい。
- (協会) 設計監理者も建築には言わない。県の監督員に毎週あるいは2週間に1回くらい来ていただいて、遅れていたら全体会議で建築に言っていただかないと、我々としては大変である。
- (県) 近年は繰越等もそれなりに対応できるようにはしているので活用してもらいたい。
予防保全系の工事であれば工期を十分に取ることは可能なので、努力させてもらいたい。
- (協会) 以前も工程の話で要望を出したことがあるが、ある程度余裕をもたせた工程を組むという話では、結局それなりの流れになってしまうと思う。
やはり監督員の方から、工事に遅れがあったらそこで是正勧告し、報告を上げるという形で指導してもらいたい。
2週間に1回は厳しいと思うが、月に1回の定例会には出てもらって進捗を見たうえで、遅れていれば指導するというようなやり取りをして、工程をコントロールしてもらいたい。
電気としては他の工程が延びたらそれに付き合わなければならないだけで、決して電気の工程に余裕があるわけではない。工程が延びるのがやむを得ない場合もあるが、建築には短縮する努力をしていただきたい。せっかく週休二日制を導入しても、こういったことが惰性で続けば現状は何も変わらないと思う。
- (県) 了解した。

(4) 入札時積算数量表および入札時積算数量表活用方式について

既存建物に太陽光発電設備を設置する工事においてコンクリート柱及び建柱に係る経費、装柱に関する高所作業者などが積算数量表から抜けており且つ、ケーブルやボックスなど通常の方法の数量を細かく拾い出す性質の工事でもなかったため、図面のコンクリート柱を見落としのまま（実際は図面でコンクリート柱の存在を目にしていたが、既設と勘違いしていた）、落札してまった後に、県の担当者と設計者との打合せの場で「見落とししたのは弊社のミスだが、内訳書に記載がないのは県側のミスではないか」という旨の発言をしたら、その場では「すみませんでした」と言われたのに、後日、積算数量表に記載のある「支持材」のなかにコンクリート柱が含まれていると弊社の工事担当者に言われてこられた。

弊社担当者と県側で新設のコンクリート柱は建てない方向で打合せしていたので、その分減額（15万円程度）になるとのことだが、「支持材」のなかに「コンクリート柱」が入っていると認識する人間が果たして電気工事の積算業務に慣れている者のなかにいるのであろうか？

一般的に、コンクリート柱は特材にあたり、「支持材」はどちらかという雑材的なものなので、もしも本当にそういう認識で積算されたのであれば、慣れていない方が内訳書を作成したことになり、それをフォロー、チェックする体制も働いていなかったということになると思われる。

また、15万円程度の減額というのも、弊社の内訳での「構内配電線路」の科目中の「支持材」は9万円程度で提出しているので、理解に苦しむ。

「入札時積算数量表活用方式」とは一体何の為に採用、活用されているのだろうか。

(協会) 意見要望事項 要旨説明

(県) ご指摘の通り、コンクリート柱および建柱の経費については入札時積算数量表活用方式では構内配電線路の電柱および装柱材に該当するが、設計上の入力ミスにより支持材に含めたため、図面には記載されていたものの数量表で確認できない状況になっていた。

初回打ち合わせ時に設計数量に含まれていない点をご指摘いただいたが、その時は中身を確認せず、支持材に含まれていることを確認した後に連絡したため混乱を招いてしまった。今後は設計時に新設・既設等の表記を図面にわかりやすく明示して、積算内容についてより注意して対応していく。

なお、入札時積算数量活用方式については、現場説明書の別紙に記載されている通り、入札時積算数量書に記載された積算数量表を活用して入札に参加することを通じて、工事請負契約締結後に当該積算数量に疑義が生じた場合に積算数量に関する協議をおこなえる制度となっている。また、入札時積算数量の参考資料である電子明細書に記載された積算数量に疑義が生じた

場合については、入札時に質問書が提出された場合に限り、必要に応じて発注者と受注者は工事請負締結法において積算数量の協議をおこなうことができる。

今回の物件については営繕課が積算や図面作成をしたが、数量の入力の仕方に問題があった。チェックが至らなかったのは、大変申し訳なく思っている。

数量表についてはミスがあったが、基本が図面主義であることはご理解いただきたい。入札時積算数量というのはあくまで数量把握の手助けとして活用するものであり、契約数量ではない。

(協会) 図面が第一なのは理解しているが、内訳書を頼りにしてしまうところはある。今回の件ではこちら側にも確認の不備があったが、県側にもチェック体制の整備をお願いしたい。

(県) お互いに齟齬がないよう、チェック体制の整備に努めていく。

お聞きしたいが、積算の最終的なチェックの際、平面図と系統図の数を付け合わせ作業はされているのか？

(協会) 機器の数量などは系統図と平面図の照合をしている。

(県) 自分は平面図から数量や数値を拾い出してまとめる形で計算しているのだが、そもそも系統図と平面図で違っている場合があり、皆さんはどうされているだろうと思ったのでお聞きした。

(協会) 機器の数量のチェックだけはしている。

(県) 例えば自動火災報知設備等の場合、系統図に感知器の個数を必ず書いてもらうようにしている。図面的には突き合わせができるようにしているのでもそこは当てにしていいただいても大丈夫だと思う。

(4) 県外業者の取り扱いについて

県工事において、下請けの施工者、製造者ともに県内業者を優先されるのはすごく理解できるし、本来そうあるべきだと思うが、品質の確保や施工実績、専門性という側面を考えたときに、もう少し柔軟に対応していただきたいと思う。諸条件や状況によって、あの工事では、この業者を使っても良いのに、この工事では駄目だと言われることがある。

大手メーカーのものが一般的な製品でも県内製造者の製品があったり、従来の一般的な電気工事とは異なる内容の工事で施工自体は可能であっても、性能、品質保証という面で考えると幾らかの不安がある場合がある。会社自体の規模や体制などもこれらの懸念と繋がることもあるし、また、施工の場合は業者数が限られることもあり、県外業者を使いたい場合があるのでご理解いただきたい。

(協会) 意見要望事項 要旨説明

(県) 県内業者の受注の機会を増やすため、下請契約等適正化指針に基づいて県内業者を使うことを促進しているが、もちろん全てというわけではなく、県外業者の下請けを認めることもある。ただ、製品の納期や作業員の確保等の条件を見て個別に判断しているので、状況によって判断結果が変わることがあることをご理解いただきたい。

(協会) 例えば太陽光の架台工事で鳶工を使うとなった時、普段関わったことのない業者なので、施工実績があったとしても自主管理の面で後々大丈夫なのかという懸念がある。施工精度や品質管理の面から見て、メーカーが薦めてくれる業者を使いたい場合がある。

(県) 気持ちはよくわかるし、品質確保の上では必要なことだが、なかなか難しい話である。

個人的な感覚としては、元請けでは品質管理ができないと思われる理由の説明を求めるかもしれない。

先程の架台工事の話で言えば、パネル架台据付一式としてなら、品質確保の観点から県外業者の下請けも協議の対象となる。分離してしまうと、県側としては地元の企業を活用していくと言っている手前、なかなか難しい。県外業者の下請けでOKを出した前例としては、施工者がいないとか製品の手配がつかないとか、そういった場合に限られている。例えばトンネル照明のアンカー工事といった特殊なものは県外業者でもOKしている。

(協会) 特殊なものでも担当者によっては、県内業者で出来るのではと言われる。県内の業者では出来ないという証明が必要になる。

(県) 屋外設置や投光器等は熱の問題も少ないので県内のメーカーが作っているもので問題ないが、室内の場合は公共型式を持っているメーカー品を使ってほしいと思っている。そういった場合は県内優先ということではなくて、県外業者でも構わないというスタンスである。

県外業者の下請けについては全てに対応できるわけではないが、柔軟な対応はしていきたいと思っている。

(協会) あくまで県内業者優先というのは我々も承知しているし、我々も変わらず県内優先という扱いであってほしいとは思っている。

6 県からの議題

(1) 県からの質問等 (現場代理人、技術者の配置について)

(県) 要旨説明 (別紙資料のとおり)

(協会) あくまで個人的な意見だが、資材の調達遅延による工期の長期化はある程度致し方ないと思っている。あまりに長過ぎるもの、例えば納期が1年以上かかるものについては、一度専任を外してもらいたいと思っ
ているが、3ヶ月、4ヶ月程度なら大きな変動はないと思うので、そこまで懸念する必要はないのかなと思う。

情報提供として、国交省では専任の金額をいまの3千5百万円から4千万円に上げるような動きがある。また、ICTを活用した兼任制度の動きも出ている。

(県) 専任の金額が上がるというのは別として、いまの発注量・発注規模をベースとした時に、専任となる工事を出した場合、技術者に不足はないか？

(協会) 東部、中部、西部で企業数に応じて仕事の発注量を調整してもらえればベストだが、以前、東中西部の仕事の平準化をお願いできないかという話を出した時、それは無理だという回答であった。

(県) かねてから言っていることだが、基本的に自分たちも受託者という立場であり、施主ではない。各課から工事をしてくれと言われて、それを無理だと断ることはできない。

ただ、予防保全工事については、急を要しないものに関しては先延ばしにすることで対応が可能である。

西部方面は、専任の時に技術者不足で困らないか？

(協会) 会社によってはあるかもしれない。技術者の確保というのは今どこも切実な問題である。専任の金額が上がるという話は単純に嬉しいが、物価も上がっており、税率も昔とは違う。管理の手間が金額に見合ったものなのかと、先のことも考えてしまう。

(県) 技術者不足に関しては、業者の数が少ない倉吉が苦しいというのは聞いている。現状、倉吉市の工事と県の工事が重なって技術者が不足しているようだ。

(協会) 現場は出来るが書類は出来ないという技術者も多く、専任となるとなかなか難しい。

(県) 先述したように発注数のコントロールはできないが、その都度状況を鑑みて各支部長さんと相談させていただきたい。

(2) 県からの情報提供

資料1：建設業法施行令の一部を改正する政令案について（概要）

(県) 特定建設業の許可、監理技術者にかかる金額を現行の4千万円から4千5百万円に、また、専任になる金額を3千5百万円から4千万円に引き上げる。この改正については、現在パブリックコメントを求めている最中であり、少なくとも来年4月からは施行されると思われる。

技術検定1級・2級の受験資格について、対象の年齢や実務経験の必要年数が見直され、若いうちからの受験が可能になる。営繕課から補助も出るので、若い技術者には是非活用して取り組んでもらいたい。

資料2：CCUSの利用促進に向けた今後の取り組みについて

(県) CCUSについて専門工事を主体とした事業者等を対象とした説明会

が実施される。

また、県土の方で、各発注機関で年間1件程度、CCUSを総合評価に組み入れるモデル工事の試行を現在検討している。営繕課としては未定。やるとしてもいろいろと意見交換をしたうえで、来年度以降になると思う。電業協会の中で、CCUSを現在導入している会社はあるか？

(協会) 当社は登録している。

いずれは全てそうなるだろうということでは早くやっているが、県内では他にやっているところはほとんどない。

(県) 是非とも説明会で話を聞いてもらいたい。自分も聞いてみようと思う。

資料3：営繕工事設計標準単価の改定について

(県) 県の共通単価の調査のもと、複合単価については年2回、市場単価については年4回、単価の改定をしていたが、現在の急激な材料費高騰や物価変動に対応するため、また国交省からの通知があったこともあり、複合単価、市場単価ともに年4回、単価の改定をすることになった。単価スライド等、面倒な手続きにならないよう適正な価格を出していきたいと思うのでご理解をいただきたい。

資料4：優良建設工事等の表彰規定の改正について

(県) 優良工事等の表彰について、土木の点数が高すぎて建築工事が表彰の土台にすら上がれない状況となっていたが、改正によって、建築系部門で最大10件の枠が確保されることとなった。工事成績点数の上位に加えて、東中西の各管内より最低1件を推薦し、最終的に10件に合わせるという形になる。推薦の枠が多くなった時には、建築系に固まらないように営繕課の方で取りまとめるようにする。優良工事をとれるよう頑張っていたきたい。

その他の情報提供

(協会) 1月から鋼材等の価格が最大3割程度上がるという情報があった。

閉会の挨拶

(岡本会長) 長時間ありがとうございました。質疑に対して明確な回答、前向きになれるご意見をいただけたと思います。この意見交換会でのことを協会員に伝え、皆が理解し、良い仕事に繋がられるよう協会内での情報提供に努めていきたいと思います。

今後もまた気づかれたことがあれば指導していただきたいと思えますし、我々もこの1年に1度のタイミングだけでなく色々な意見を

上げさせていただくとは思いますが、その時はまた快く聞いていただけたらなと思っていますのでよろしくお願い致します。

以上